

2019.5 No.57

中国税政連

- 特別寄稿 岸田文雄 衆議院議員 …………… 2
- 後援議員による税務支援会場視察 …………… 6
- 平成31年度与党税制改正大綱等に取り上げられた建議項目等… 8
- 税理士による国会議員等後援会一覧 …………… 9
- 中国税理士政治連盟役員名簿 ……………10

中国税理士政治連盟

〒730-0036 広島市中区袋町4-15 TEL (082) 246-0088 FAX (082) 245-8377
E-mail:zeiseiren@chuzei.or.jp

特別寄稿

国政報告

日本の諸課題について

今年日本にとって大切な日程やイベントが目白押しであり、取り組むべき課題も山積しています。皇位の継承が行われ、平成の時代に続く令和の時代が始まりました。また日本での開催は初めてとなるG20、ラグビーのワールドカップが開催され、さらに統一地方選挙が行われ、これから参議院議員通常選挙が予定されているなど大きく重要な選挙も多く予定されています。

このような日程や課題を通じて、今年の日本は間違いなく世界中から注目を集め、大きな責任を

果たしていかなければなりません。その中において日本はしっかりと自らの政治や経済を安定させ、足元を固めていく必要があります。

直近の日本の政策課題について触れてみたいと思います。

今年我が国に課せられた様々な課題の中で、最も大きな課題のひとつに、消費税の引き上げがあります。

今年十月、消費税の一〇%への引き上げが予定されています。人口減少、さらには少子高齢化、こ

れらは我が国が直面する中長期的な最大の課題に直面している場面において、我が国の社会保障、あるいは財政の持続可能性の問題を考えた場合、消費税の引き上げ問題は避けて通ることはできません。

まずはその意義について何度でも丁寧に説明をしていかなければなりません。そしてなにより、引き上げを円滑に行い、消費税引き上げの成功体験をしっかりと実感することが、日本の国にとって大変重要なことだと思っています。

これからの日本の将来を考えれば今後も様々な財源が求められま

す。例えば社会保障。少子高齢化や人口減少が進む中、ますます大きな負担が予想されます。また国土強靱化については昨年から随分大きな議論になってきましたし、昭和四十年代を中心に整備されたインフラの更新の問題も、これから大きな課題として突きつけられます。その上で我が国の活力や未来を考えるためにも、引き続きしっかりと成長を続けるための投資を考えていかなければいけません。

先進国最悪と言われている今の日本の財政状況を前にして、もち



衆議院議員

きしだ ふみお
岸田 文雄

るお金を出していくことに関しては徹底的に吟味し、厳選をし、そして無駄を削っていくという努力は引き続き続けなければなりません。増え続ける社会保障費や少子高齢化・人口減少問題など大きな課題を考えた場合に、いつまでも出す方を削り続けるだけで果たして賄うことができるのか、国民の皆さんに負担をお願いするということにも誠実に向き合っていないことにはいけないのではないかと、ということについて真剣に考えなければなりません。日本の政治はこうした負担のお願いについてはずっと及び腰でした。特に消費税の引き上げについてはトラウマになってきたという時代が続いてきました。しかしこれからの日本を考えた場合に、やはり国民の未来のために必要な負担を正直にお願いすることによって日本の政治は真正面から向き合う勇氣を持たなければならぬのではないのでしょうか。そのためには、まずは政治の側の説得力や説明能力、さらには信頼や誠実さなどが求められます。そして今回の引き上げを円滑に行うことによって、成功体

験を国民の皆さんとともに実感し、日本の未来を考えることに繋げるきっかけにすることの意味は、大変大きいのではないかと考えます。

いま政府は、円滑な引き上げに向けての特別な措置として色々なメニューを用意しています。キャッシュレス取引におけるポイント制度やプレミアム商品券、軽減税率やマイナンバー制度を使ったポイント制度、さらには自動車、住宅など大型の耐久消費財の購入時における優遇措置など、本当に様々な対策を用意しています。

しかしただ羅列しただけだと、「いかにもばらまきではないか」「こんなに還元するのならそもそも何のために増税するのか」などという批判に繋がりがかねません。政府は、対策ごとの目的や対象、あるいは期間やタイミングなど、様々な要素が絶妙な組み合わせになっているという工夫について、国民にしっかりと説明しなければならぬと考えています。例えばそれぞれの対策は、目的が中小企業や零細企業対策であったり、低

所得者対策であったり、痛税感の緩和であったり、あるいは駆け込み需要、反動減対策であったり様々です。それぞれ目的や対象が違います。さらには、様々な対策を一齐に始めて一齐に終わったならば新たな駆け込み需要反動減を生ずるだけだということになりかねませんので、それぞれ期間を定めタイミングも考えて組合せることにより、より高い効果が発揮されるよう工夫されているわけです。これらのメニューの考え方を全体として丁寧に説明しないと国民の皆様から理解を得ることは難しいでしょうし、活用されずに終わってしまういかねません。ぜひ日本の経済が未来に向けて安定して発展していくためにも、消費税増税の意義と、その対策について、しっかりとした説明をし、理解を得られるよう努力していかねればならぬと思っています。

日本の経済を考えると、これまでも企業収益の拡大や雇用の増加やデフレ脱却など、様々な成果が指摘されていますが、それでは次の課題は何かと考えた場合、や

はり賃金の上昇・消費の拡大と、それにより成長・分配・消費という経済の好循環を完成させるといいうことが大きな課題だと思っています。そしてその上で不可欠なのは、人的資本の投資です。なぜならば賃金は上げる上げると叫んでいるだけではなかなか上がらないからです。企業としても一人一人の労働生産性が上がってこそ賃金を上げることができるようになるのですから、よって一人一人の労働生産性を上げるためには人的な資本投資をしっかりと行わなければならぬわけです。

しかし民間企業の人材投資は極めて低水準な状況が続いています。イギリスやアメリカにおいては、企業が生み出す付加価値のうち約八%前後を人材の投資に回しているという指摘がありますが、日本の場合は四%以下だと言われています。一方、日本の企業の内部留保は四百四十六兆円、これは六年連続で過去最高と言われています。つまり配当あるいは設備投資は着実に回復し伸びているのに、なぜ企業の成長の果実が人的投資に回らないのかということに

ついで、経済の好循環を完成させる意味からも、いま一度考えなければならぬのです。

理由は様々あるとは思いますが、ひとつ大きな理由としては、人材投資については全く貸借対照表(B/S)に計上されないという点があるのではないかと思っています。設備や従業員は全て利益を生み出すために必ず必要となる財産であるに関わらず、人材投資についてはB/Sに残らない、つまりコストになってしまっているわけです。

例えばB/Sに人材投資額を併記するなど、人材投資の促進について真正面から取り組むべきでないでしょうか。

今年三月に私は群馬県の川場村を訪問致しました。川場村というのは総面積の八八%が森林で占められ、人口は約三千五百人、高齢者の割合が四〇%を超えるという、全国の多くの地方が抱える問題を抱えている村と言える村です。しかしその川場村に、利用者数年間約百八十八万人、そのうちリピーターが八割という、日本で一

番人気のある「川場田園プラザ」という道の駅が存在します。また川場村には木質バイオマス発電を行い、東京都世田谷区に発電した電気を送り、その発電の熱で温室農業を行っているという施設もあります。この意欲的な取組みは、まさに地方創生のひとつの成功例だと思います。

しかしこういった成功例は決して多くはありません。平成二十六年に日本全国のおよそ五〇%に当たる八百九十六の自治体が消滅可能性都市であるという報告がされました。これを受けて地方創生が掲げられ、今年第一期の最終年と位置づけられています。今年一月に総務省が発表した外国人を含む平成三十年の人口移動報告によりますと、東京圏の埼玉・千葉・東京・神奈川では十三万九千八百六十八人の転入超過の状態であり、また全市町村の七二・一%が転出超過という現状にあると報告されました。つまり東京への一極集中を止めるに至っていないと言わざるを得ません。

今後、地方創生やインバウンド、人生百年など様々な政策や仕

組みを活用し、川場村などの成功例を全国に横断的に広げていく必要がありますし、政治はいかに効果的な支援ができるのかを考えていかなければなりません。

一方、中小企業や小規模事業者のことを考えることは、日本経済のみならず、地方の活力を考える上でも大変重要です。ここ数年間、政府与党は中小企業を支援し不安を解消するために様々な取組みを行ってきました。

高齢化が進む中で多額の相続税等を考えて黒字廃業する経営者がこれからも増え続けていくという指摘を受け、昨年度は法人向けの事業承継税制を拡充し、今年個人向けの事業承継税制を創設する予定です。また人手不足に対しても、一昨年の衆議院選挙で生産性革命を訴え、生産性の向上に努めてきました。昨年の通常国会においては、働く意欲や能力のある女性や高齢者の方達に働き方を選び取って頂くということで、働き方改革の議論も行いました。さらには昨年の秋の臨時国会で、外国人労働者の受入れのための新たな仕組みを作りました。こうした一

連の取り組みを通じて、深刻化する人手不足に対応していきます。

しかしこれだけに留まらず、例えば「災害の時代」においての中小企業の防災対策に対する中小企業の輸出入や海外進出支援など、これからも様々な政策や制度を模索していく必要があると思います。日本の活力たる中小企業対策や地方創生など、引き続き努力して参りたいと思います。

目を国外に転じますと、国際社会は大きな変動期にあり、いま日本はその岐路に立っていると言えます。

いま世界では、自国第一主義が声高に叫ばれています。その背景にはポピュリズムと指摘されるような動きがありますし、また強権的な政治手法の方が民主主義より効率的ではないかという言い方で、強権的な政治手法が開発途上国にどんどん輸出されているという動きもあります。こういった動きを見るときに、国際社会の動きの中に今まさに民主主義そのものの持続可能性が問われているのではないかという危機感を感じて

います。また、保護主義の台頭として自国第一主義、その中で自由貿易そのものが問われていると言えます。自由貿易の持続可能性とは、すなわち我が国の持続可能性と言つてもいい課題だと思つていきます。

さらに異常気象や大規模災害の頻発などの地球環境の持続可能性の問題もあります。環境問題はいま、画期的なイノベーションが求められています。再生可能エネルギーも、パリ協定から後を考えても格段にコストが下がってきています。技術の革新が進み、ビジネスとしての競争力も高まっています。こうした再生エネルギー分野についても日本がしっかりリードしていくといったことも大事なのではないのでしょうか。

日露問題における北方領土や平和条約問題は戦後日本外交に残された最大の宿題のうちの一つでありますし、日韓関係においては国際法から考えてもこれまでの二国間関係から考えても、韓国側の対応は我々の理解を超えています。日本としては言うべきことはしっかりと言ひ、国際世論をしっかりと

と味方につけなければなりません。日本政府としての広報戦略をしっかりやっていくことも重要です。

米口の中距離核戦力全廃条約（INF）が失効するかもしれないという問題も注視していかねればなりません。我が国が核軍縮・不拡散の土台としているNPT体制が崩壊しかねない危機です。私は深刻に思っています。唯一の戦争被爆国としての対応をしっかり考えていかなければなりません。

日本が国際社会の中でリーダーシップを発揮し、存在感をますます高めていかなければならないと思つています。

冒頭でも触れましたが、今年は重要な年です。皇位継承が行われ、G20などの国際的なイベントをはじめ、参議院通常選挙なども予定されています。政治・経済など国の足下を安定させるため、政治の責任は誠に大きいものがあります。ぜひこれからも多くの方のご意見を賜り、政治の責任を果たしていきたいと存じます。ご指導ご鞭撻、そしてご支援を賜ります

ようよろしくお願い申し上げます。



後援議員による税務支援会場視察

寺田 稔後援会

平成三十一年三月四日（月）、呉税務署内に設けられた税理士無料相談会場を、寺田先生に公務を縫って視察いただくことができました。当日は、会長をはじめ幹事



長、支部長他、地元呉支部の税理士七名が出迎えました。会場内では、対応する担当税理士一人ひとりに暖かい言葉をかけていただきました。

現在、寺田先生は、自民党副幹事長をはじめ各種委員会の要職に就かれている関係上、三年ぶりに会場視察が実現しました。これからの国政でのご活躍を祈念申し上げるとともに、数年後にはまた視察に来られるよう意思疎通を深めていきたいと思えます。

後援会長 山田 毅美

佐藤公治後援会

平成三十一年二月十六日（土）、フジグラン三原特設会場で開催し



た三原支部主催の確定申告無料相談会に、衆議院議員佐藤公治先生が視察に來られました。

公務ご多忙の中來場いただいた佐藤先生からは、昨年の七月豪雨での被災に關しての雑損控除や医療費控除など、様々な相談に來られた方々に親身になって対応する三原支部の会員に対し、励ましと労いのお言葉を戴きました。

幹事長 瀬尾 暁史

赤沢りょうせい後援会

中国税理士会米子支部では、税理士記念日の記念事業として、毎年米子会場と境港会場の二か所で無料相談を行っています。年を追うごとにだんだん相談者の数が増加し、近年は開始時刻には多くの方が寒い中行列をなしている状況です。

赤澤議員は税理士制度や税理士の役割をしっかりと理解され、こ



の無料相談会場に毎年来場されています。今年は平成三十一年二月十七日(日)に間近に迫った統一地方選挙における地元県議会議員の事務所開き等々、合間を縫って来場いただきました。このような超多忙な赤澤議員ですが、私たちと税務に関する意見交換に快く応じていただき、また激励の言葉を頂きました。

後援会長 松本 正副

■ まいたち昇治後援会

【舞立昇治参議院議員、税理士記念日無料相談会を視察・激励】

去る平成三十一年二月十七日(日)、中国税理士会米子支部による恒例の税の無料相談会がスーパーセンタープラント5境港店で開催され、舞立昇治議員の視察・激励を受けました。

総務省ご出身の議員は税に対するご理解も深く、日ごろより税理



士の税に対する意見を十分にご理解いただいているところで、会場の様子を熱心にご視察いただきました。

議員にとってはこの夏の参議院議員選挙は初めての改選であるうえに、島根・鳥取の両選挙区が一つの選挙区に合区されており、当日も二百キロあまり西の益田での集会に出席というハードな日程の中での視察でありました。

後援会長 鶴田 和彦

■ 伊木たかし後援会

平成三十一年二月十七日(日)米子コンベンションセンター及び、スーパーセンタープラント5境港店にて開催された「税理士記念日無料相談会」に、伊木隆司米子市長が会場視察された。

両会場合わせて百七名の相談者が来場され、米子支部十四名の税理士で対応に当たった。今年は、譲渡・贈与等の相談が多く見受けられ、伊木市長もご多忙の中、熱心に会場の様子を見て回られていた。

後援会長 中村 剛士



— 後援会活動に関する記事を掲載しています —

広報委員会

広報委員会では、機関誌「中国税政連」を企画・編集しており、本連盟の活動状況や国会議員のコメントを掲載して、5月、11月、1月の年3回、会員の皆様にお届けしています。

また、1月発行の新年号では「後援会だより」のコーナーを設けて、税政連活動の基盤である後援会の活動状況を掲載しているところです。

後援会の設立や定期総会の開催、議員事務所への訪問や確定申告会場の後援議員の視察実現など、様々な後援会活動がありますが、原稿とお写真をいただければその都度各号に掲載いたします。

後援会活動のPRは税政連活動の活性化にもつながります。

皆様からの原稿をお待ちしています。

◎=実現項目、○=一部実現項目、△=検討項目

平成31年度与党税制改正大綱等に取り上げられた建議項目等

| 建議項目 | | 分類 |
|--|----------------------------------|--------|
| ■重要建議項目 | | |
| 1. 消費税における単一税率及び請求書等保存方式の維持 | | |
| 2. 所得計算上の控除から基礎的な人的控除へのシフトと基礎的な人的控除のあり方 | | △ |
| 3. 償却資産に係る固定資産税制度の抜本的見直し | | |
| ■基本的な考え方 | | |
| 【所得税】所得控除の見直し、公的年金等課税のあり方 等 | | △ |
| 【中小法人税制】小規模企業等に係る税制 等 | | △ |
| 【法人税】租税特別措置の整理 等 | | ○△ |
| 【消費税】 | | |
| 【相続税・贈与税】資産移転時期に中立な税制/事業承継税制の見直し/民法改正に伴う措置 | | ○△/○/○ |
| 【地方税】税源の偏在性のない税制/中小企業への外形標準課税不適用 等 | | ○/○ |
| 【納税環境整備・その他】電子申告への取組 等 | | ○ |
| 【国際税制】 | | |
| 【災害対応税制】 | | |
| ■個別建議項目 | | |
| 所得 | 1. 医療費控除及び寡婦（寡夫）控除の見直しと年少扶養控除の復活 | |
| | (1) 医療費控除 | |
| | (2) 寡婦（寡夫）控除 | ○△ |
| 中小 | (3) 年少扶養控除 | |
| | 2. 業務用不動産の譲渡損失の他の所得との損益通算制度の見直し | |
| | 3. 事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等の対象拡大 | |
| | 4. 繰越欠損金の100%控除制度の維持 | ◎ |
| | 5. 中小法人への業績連動給与の導入 | |
| | 6. 減価償却における定率法と定額法の選択適用の維持 | |
| | 7. 中小企業投資促進税制等及び研究開発税制の見直し | |
| | (1) 中小企業投資促進税制等 | |
| | (2) 研究開発税制 | |
| | 8. 同族会社の留保金課税制度の廃止 | |
| 法人 | 9. 受取配当等の全額益金不算入 | |
| | 10. 確定決算主義の尊重と役員給与に係る損金算入規定等の見直し | |
| | (1) 役員給与 | |
| | (2) 退職給付引当金・賞与引当金 | |
| | (3) 貸倒引当金 | |
| | 11. 少額減価償却資産の取得価額基準の引上げ | |
| 消費 | 12. 公益法人等に対する課税の見直し | |
| | 13. 交際費等の損金不算入制度の見直し | |
| | 14. 基準期間制度の廃止、小規模事業者の申告不要制度の創設 | |
| | 15. 非課税取引の範囲の見直し | △ |
| | 16. 簡易課税制度の見直し | |
| 相続 | 17. 仕入税額控除制度における「95%ルール」の適用要件緩和 | |
| | 18. 取引相場のない株式等の評価の適正化 | |
| | 19. 相続税の更正の請求に関する特則事由の見直し | |
| | 20. 連帯納付義務の廃止 | |
| 地方 | 21. 事業税における社会保険診療報酬等の課税除外措置の廃止 | △ |
| | 22. 住民税均等割の重複課税の廃止 | |
| 納環 | 23. 個人番号制度の見直しと個人事業者番号の導入 | |
| | 24. 税務手続の電子化推進のための環境整備 | |
| | (1) 各税法における電子申告の位置付けの見直し | |
| | (2) システム面の対応 | ○ |
| | (3) 電子帳簿等保存制度の普及 | ◎ |
| | (4) マイナポータルと e-Tax・eLTAX の連携 | |
| | (5) 地方税法におけるシステム障害への対応 | ◎ |
| (6) 税理士の署名押印義務の電子化対応 | | |
| 国際 | 25. 財産債務調書の提出期限等の見直し | |
| | 26. 仮想通貨取引に係る税制及び税務執行上の対応 | ◎（※） |
| | 27. 相続税に関する租税条約の締結 | |
| | 28. 外国税額控除における控除限度超過額等の繰越期間の延長 | |
| | 29. 災害損失控除の創設 | |
| 震災 | 30. 災害損失特別勘定の益金算入に関する適用要件緩和 | |
| | (1) 原子力損害賠償制度による損失と収入の平準化等の措置 | |
| | (2) 東日本大震災復興特別区域法の適用要件の緩和 | |
| | 31. 東日本大震災に係る震災特例法の追加措置 | |

（※）税制改正大綱記載事項ではなく、国税庁における運用の変更によるものも含む。

【参考】建議書以外の要望事項等で大綱に取り上げられた項目

| | | |
|----|--|---|
| 納環 | ・ e-Tax で利用可能な税目を拡大すること（電子申告に関する要望事項 e-Tax 編） | ○ |
| 納環 | ・ インフラ環境に障害が起きた場合の救済措置を明確にすること（電子申告に関する要望事項 eLTAX 編） | ◎ |

税理士による国会議員等後援会一覧

平成30年10月29日現在
(順不同・敬称略)

■国会議員 (※選挙区は前回選挙における当選選挙区を示す。)

| 後援会名 | 所属政党 | 選挙区等 | 事務所 | | | 後援会長 | 幹事長 |
|------------------|------|----------|----------|--------------------------|--------------|-------|-------|
| | | | 〒 | 住所 | TEL | | |
| 税理士による岸田文雄後援会 | 自民 | 広島1区 | 730-0003 | 広島市中区白島九軒町1-14 | 082-227-3052 | 山中 正敏 | 神田 敏治 |
| 税理士による平口 洋後援会 | 自民 | 広島2区 | 730-0051 | 広島市中区大手町3丁目3-6-202 | 082-245-1928 | 原田 啓吾 | 加賀田佳男 |
| 税理士による寺田 稔後援会 | 自民 | 広島5区 | 737-0143 | 呉市広白石1丁目1-6 | 0823-74-2177 | 山田 毅美 | 福島慎太郎 |
| 税理士による佐藤公治後援会 | 無所属 | 広島6区 | 722-0014 | 尾道市新浜2丁目2-21 | 0848-23-3466 | 岡村三千男 | 瀬尾 暁史 |
| 税理士による小林史明後援会 | 自民 | 広島7区 | 726-0013 | 府中市高木町449-4 | 0847-45-5702 | 定金 孝幸 | 占部 圭祐 |
| 税理士による高村正大後援会 | 自民 | 山口1区 | 745-0807 | 周南市城ヶ丘2丁目1-31 | 0834-28-3311 | 松田 明 | 合田 賢治 |
| 税理士による岸 信夫後援会 | 自民 | 山口2区 | 740-0017 | 岩国市今津町1-9-30 錦ビル3F | 0827-24-4030 | 北村 和幸 | 柳井 卓正 |
| 税理士による河村建夫後援会 | 自民 | 山口3区 | 755-0026 | 宇部市松山町2丁目7-15 | 0836-31-7950 | 原田 鉄也 | 権藤 和幸 |
| 税理士による安倍晋三後援会 | 自民 | 山口4区 | 751-0855 | 下関市稗田西町16-1 | 083-252-1960 | 藤井 幸郎 | 石光 孝英 |
| 税理士によるあいさわ一郎後援会 | 自民 | 岡山1区 | 700-0028 | 岡山市北区絵図町3-15 | 086-252-3961 | 重近 實 | 田中 一宏 |
| 税理士による山下たかし後援会 | 自民 | 岡山2区 | 700-0907 | 岡山市北区下石井2丁目8-6 | 086-222-7830 | 横山 雅一 | 中川 健一 |
| 税理士による橋本 岳後援会 | 自民 | 岡山4区 | 710-0824 | 倉敷市白楽町249-5 倉敷商工会館内 | 086-425-7290 | 妹尾 盛司 | 大内 和明 |
| 税理士による加藤勝信後援会 | 自民 | 岡山5区 | 714-0081 | 笠岡市笠岡5106 | 0865-62-2613 | 江原 和之 | 岡本 章 |
| 税理士による石破 茂後援会 | 自民 | 鳥取1区 | 680-0846 | 鳥取市扇町54 | 0857-22-0525 | 葉狩 弘一 | 録澤 哲雄 |
| 税理士による赤沢りょうせい後援会 | 自民 | 鳥取2区 | 683-0052 | 米子市博労町4丁目356 山本会計ビル3F | 0859-32-4795 | 松本 正福 | 中村 剛士 |
| 税理士による細田博之後援会 | 自民 | 島根1区 | 690-0825 | 松江市学園2丁目18-27 | 0852-26-1360 | 矢尾井敏廣 | 田中 真 |
| 税理士による竹下 亘後援会 | 自民 | 島根2区 | 693-0002 | 出雲市今市町北本町5丁目4-28 | 0853-21-4030 | 重本 泰徳 | 糸賀 巧 |
| 税理士による齊藤鉄夫後援会 | 公明 | 比例区 | 732-0811 | 広島市南区段原2丁目4-16 | 082-262-1024 | 大西 龍夫 | 西山 健三 |
| 税理士による溝手顕正後援会 | 自民 | 参議院・広島 | 730-0052 | 広島市中区千田町2丁目2-11 | 082-242-0090 | 中川 郁夫 | 岡田 英明 |
| 税理士による宮沢洋一後援会 | 自民 | 参議院・広島 | 721-0973 | 福山市南蔵王町1丁目11-12-101 | 084-926-0034 | 齋藤 慎悟 | 若松 繁夫 |
| 税理士による林 芳正後援会 | 自民 | 参議院・山口 | 750-0081 | 下関市彦島角倉町3丁目16-12 | 083-266-4009 | 中尾 友昭 | 藤上 博之 |
| 税理士による江島 潔後援会 | 自民 | 参議院・山口 | 742-0417 | 岩国市周東町下久原411-4 | 0827-84-3694 | 藤中 秀幸 | 坂井 孝義 |
| 税理士によるまいたち昇治後援会 | 自民 | 参議院・鳥取 | 683-0052 | 米子市博労町4丁目356 山本会計ビル3F | 0859-32-4795 | 鶴田 和彦 | 山本 博敏 |
| 税理士による青木一彦後援会 | 自民 | 参議院・鳥取島根 | 693-0014 | 出雲市武志町1017 | 0853-21-4539 | 細木 貞彦 | 安原 満 |
| 税理士による片山さつき後援会 | 自民 | 参議院比例 | 735-0012 | 安芸郡府中町八幡1丁目4-28 | 082-284-5714 | 田村 好孝 | 椎野 年雅 |
| 税理士による片山虎之助後援会 | 維新 | 参議院比例 | 700-0816 | 岡山市北区富田町1丁目9-19 | 086-222-5913 | 国富 檀雄 | 姫井 繁彦 |

■地方公共団体

| | | | | | | | |
|----------------|-----|-------|----------|--------------------------|--------------|-------|-------|
| 税理士によるゆざき英彦後援会 | 無所属 | 広島県知事 | 730-0052 | 広島市中区千田町2丁目2-1 平岡ビル2F | 082-249-2567 | 原田 啓吾 | 海老澤孝公 |
| 税理士による村岡嗣政後援会 | 無所属 | 山口県知事 | 740-0017 | 岩国市今津町1-9-30 錦ビル3F | 0827-24-4030 | 藤中 秀幸 | 柳井 卓正 |
| 税理士による松井一實後援会 | 無所属 | 広島市長 | 730-0002 | 広島市中区白島中町9-13 | 082-227-8882 | 杉山 文成 | 大場 史郎 |
| 税理士による伊木たかし後援会 | 無所属 | 米子市長 | 683-0052 | 米子市博労町4丁目356 山本会計ビル3F | 0859-32-4795 | 中村 剛士 | 播間 光広 |

中国税理士政治連盟役員名簿

平成29年9月

| 役 職 名 | | 氏 名 | |
|-----------|---|---|--|
| 会 長 | 杉 山 文 成 | | |
| 副 会 長 | 藤 中 秀 幸 松 本 正 福 富 山 敬 介 | 伊 藤 博 文 尾 添 憲 男 | |
| 総 務 会 長 | 藤 中 秀 幸 | | |
| 総 務 副 会 長 | 海老澤 孝 公 | | |
| 総 務 | 伊 藤 博 文 松 重 葉 森 重 葉 森 田 灘 藤 田 近 狩 脇 中 弘 章 一 博 | 土 屋 邦 彦 富 山 敬 正 松 尾 正 憲 井 本 添 上 博 杉 上 山 博 文 | |
| 幹 事 長 | 井 上 博 夫 | | |
| 副 幹 事 長 | 上 原 博 行 中 原 貞 教 細 木 貞 彦 | 柳 井 卓 正 中 村 剛 士 | |
| 幹 事 | 田 村 好 孝 野 口 厚 師 荒 神 五 師 | 姫 井 繁 彦 岡 本 倫 明 | |
| 委 員 会 | 政 策 委 員 会 | 委員長 田 村 好 孝 | 副委員長 榎 藤 和 幸 委員 淵 上 勝 伯 委員 浅 野 幹 夫 委員 重 本 泰 德 |
| | 財 務 委 員 会 | 委員長 姫 井 繁 彦 | 副委員長 山 本 忠 生 委員 藤 野 照 子 委員 若 松 繁 夫 委員 影 山 秀 臣 |
| | 組 織 委 員 会 | 委員長 野 口 厚 | 副委員長 宮 本 利 光 委員 新 井 崎 恵 美 委員 長 崎 末 廣 委員 小 谷 志 男 |
| | 広 報 委 員 会 | 委員長 岡 本 倫 明 | 副委員長 宮 本 利 光 委員 新 井 崎 恵 美 委員 長 崎 末 廣 委員 小 谷 志 男 |
| | 後 援 会 対 策 委 員 会 | 委員長 荒 神 五 師 | 副委員長 矢 尾 井 敏 委員 小 泉 尚 英 委員 森 末 尚 英 委員 小 谷 志 男 |
| 会 計 監 事 | 鶴 田 和 彦 毛利山 正 行 岸 篤 彦 | 由 田 至 允 妹 尾 盛 司 | |
| 会 計 責 任 者 | 姫 井 繁 彦 | | |
| 推 薦 審 査 会 | 委員長 藤 中 秀 幸 委員 松 本 正 福 委員 富 山 敬 介 委員 杉 山 文 成 | 副委員長 伊 藤 博 文 尾 添 憲 男 井 本 添 上 博 夫 | |
| 顧 問 | 小 早 川 隆 幸 国 富 田 檣 吾 原 田 啓 吾 | 島 原 順 良 久 保 雅 典 灘 博 明 | |
| 相 談 役 | 齋 藤 慎 悟 桑 原 昌 一 黒 田 昌 弘 | 石 高 雅 美 牧 田 泰 博 | |

中国税理士協同組合は、 メールマガジンを配信しています！

当組合は、組合員の皆様にお得な情報をタイムリーにお届けすべく、メールマガジンを配信しております。

新刊書籍・DVD、提携施設のご案内等…業務のお役に立つ情報をご登録メールアドレスにお届けいたします。

ぜひ、この機会にメールアドレスをご登録ください。

登録方法

1 当組合ホームページ（<http://www.chuzeikyo.or.jp>）にアクセス

2 組合員専用ページにログイン



ログイン

ユーザー名
「kyoudou」
パスワード
「kumiai2」
を入力

3 右下「メールマガジン配信登録」バナーをクリック



クリック

※中国会会員専用ページと同一のID・パスワードでも閲覧可能です。

4 必要事項（税理士登録番号・組合員名・メールアドレス）を入力し、「確認画面」ボタンをクリック

5 確定後、送信ボタンをクリック！

税理士のみなさまへ!!



日本政策金融公庫国民生活事業では、税理士のみなさまや関与先さま向けにさまざまなサービスを行っております。相談や説明会などに柔軟に対応しておりますので、お気軽にお声をおかけください。

お気軽にご連絡ください!

事務所での個別相談

みなさまの事務所に訪問し、関与先さまの個別のご相談を承ります!

- 公庫の窓口までお越しいただく税理士のみなさまや関与先さまのご負担を軽減できます。
- 運転資金の調達をご検討の方や、今後の設備投資をお考えの方など、さまざまな関与先さま向けの個別相談を承り、ご利用いただける融資制度をご案内します。
- 関与先さまに対する事務所のサービスの一環としてご利用ください。

お申込前のご相談も可能です!

【ご相談に必要な書類】

◆確定申告書・決算書2期分 *勘定科目明細書も合わせてお願いします。 ◆試算表 (決算から6ヵ月以上経過している場合)

関与先さま向けの経営支援

ご相談以外にも、関与先さま向けにさまざまなサービスを行っております!

- 事業者向けメールマガジンの配信
- 創業計画書、事業計画書の策定支援
- SWOT分析などによる課題解決の支援 など



職員のみなさま向けの説明会・勉強会

税理士事務所の職員のみなさま向けに、融資制度の内容や条件、申込に必要な書類などをご説明します!

- みなさまの事務所に融資担当者がお伺いします。
- 職員のみなさまの資金調達面での提案力アップにご活用ください。

JFC 日本政策金融公庫 国民生活事業

| | | |
|---------------------|---------------------|---------------------|
| 鳥取支店 0857 (22) 3156 | 米子支店 0859 (34) 5821 | 松江支店 0852 (23) 2651 |
| 浜田支店 0855 (22) 2835 | 岡山支店 086 (225) 0011 | 倉敷支店 086 (425) 8401 |
| 津山支店 0868 (22) 6135 | 広島支店 082 (244) 2231 | 呉支店 0823 (24) 2600 |
| 尾道支店 0848 (22) 6111 | 福山支店 084 (922) 6550 | 山口支店 083 (922) 3660 |
| 下関支店 083 (222) 6225 | 岩国支店 0827 (22) 6265 | 徳山支店 0834 (21) 3455 |

中小企業経営者の
みなさまへ

国が準備したセーフティネット

安心の材料をご提供します。

小規模企業共済制度

●制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は 全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は 一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

＼他にもこんな特徴があります。／

契約者貸付けの利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

退職金の準備を
中小機構が
お手伝いします



経営セーフティ共済

●中小企業倒産防止共済制度の特長

1 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年（据置期間6か月を含む）で毎月均等償還です。

2 貸付条件は無担保・無保証人

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けると貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

3 掛金は税法上損金（法人）または必要経費（個人事業）に

掛金月額額は、5千円～20万円の範囲内（5千円単位）で自由に選べます。

取引先の倒産から
会社を守る制度です！



※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

 **中小機構**

中小機構は経済産業省所管の独立行政法人です

共済相談室 TEL: **050-5541-7171**

小規模共済

検索

経営セーフティ共済

検索

お問い合わせ

中国税理士協同組合

TEL: **082-246-0088**



中国税理士協同組合

082-245-8377

サポートメンバー登録申請書

私は下記①～⑤のいずれかに該当しますので、中国税理士協同組合「サポートメンバー」に登録申請します。

※該当する項目に を付けてください。

組合加入種別 組合員 賛助会員 (※所属税理士・法人社員等)

① 税理士 VIP 代理店に加入している
 (生保名：) 登録年：)
 (登録者名 (※賛助会員の場合記入)：)

② 大同生命の税理士代理店に加入している
 (登録年：)
 (登録者名 (※賛助会員の場合記入)：)

③ 税理士報酬等自動振替制度に利用登録している
 (登録者名 (※賛助会員の場合記入)：)

④ 税理士 DC カード・DC ゴールドカードに加入している
 ※カードをコピーし、16桁のクレジット番号を消したものを添付してください。

⑤ 大同生命グループ保険または
 日本税協連福祉会生命共済制度「優 You プラン」に加入している
 ※該当のものに を付けてください

大同生命グループ保険
 優 You プラン に加入している

以上、申請並びに当組合から確認させていただくことを承諾いたします。

平成 年 月 日

地域(支部)名 _____

登録番号 _____

署名 _____

印 _____

ご注意

登録要件の①②③⑤については、当組合で提携各社に加入確認をさせていただきます。④については、カードをコピーし、16桁のクレジット番号を消した上で、本登録申請書とともにFAXまたは郵送にてお送り願います。登録は賛助会員(所属税理士や法人社員等)でも可能です。ただし、①～③の要件で申請する場合には、事務所の代表者(組合員)名を明記の上、登録申請を行ってください。

サポートメンバー・ゴールドサポートメンバーのご登録について

中国税理士協同組合（以下、「当組合」という）では、利益貢献度に応じたサービス還元の一環として、当組合への利益貢献の高いと思われる組合員を対象としたサポートメンバーの登録制度を実施しております。

サポートメンバーの登録をいただいた組合員には、当組合主催の研修会受講費用の割引などを始め、各種サービスの還元をしております。また、更なる還元を実施するため、サポートメンバーの中から登録要件に複数該当し、より組合事業利用度の高い組合員を「ゴールドサポートメンバー」とすることといたしました。

ゴールドサポートメンバーへの登録は、以下の①から⑤のサポートメンバー登録要件のうち、A、B、Cのいずれかに該当することが必要です。

「サポートメンバー登録要件」

- ① 全税共推進事業にかかる税理士 VIP 代理店の登録者
- ② 共済会推進事業にかかる大同生命の税理士代理店登録者
- ③ 金融事業にかかる税理士報酬等自動振替制度利用登録者
- ④ 共同購買事業にかかる税理士 DC カード取得者
- ⑤ 福利厚生事業にかかる大同生命グループ保険または日本税協連福祉会生命共済制度「優 You プラン」加入者

に該当している組合員のうち

「ゴールドサポートメンバー登録要件」

- A. ①と②の両方に該当する者
- B. ①か②のどちらかに該当し、かつ③④⑤のどれか一つに該当する者
ただし、③は年間1件以上の利用があること。
- C. ①と②のどちらにも該当しないが、③④⑤のすべてに該当する者
ただし、③は年間1件以上の利用があること。

の3種類のいずれかに該当していること

登録は、サポートメンバー登録の組合員・賛助会員がA～Cのどの項目に該当するかを自己申告により、申請していただくこととしておりますので、別紙の「ゴールドサポートメンバー登録申請書」にご記入の上、FAX または郵送にてご登録をお願いいたします。

登録要件の①②③⑤については、当組合で提携各社に加入確認をさせていただいております。④については、サポートメンバーの更新時にカードのコピーを添付していただいた方は結構ですが、今回ゴールドサポートメンバーの該当要件として新たに申請される方は、16桁のクレジット番号を消したカードのコピーを本登録申請書とともに FAX または郵送にてお送り願います。

登録は賛助会員（所属税理士や法人社員等）でも可能です。ただし、①～③の要件で申請する場合は、事務所の代表者（組合員）名を明記の上、登録申請を行ってください。

今後も、当組合は様々な利益還元方法を検討、追加して行く予定ですので、現在1つの要件しか該当していないサポートメンバーの方は、他の要件に該当となるよう、組合の利用をご検討くださいますようお願いいたします。

【ゴールドサポートメンバー平成31年度の特典】

- ・ 清文社「確定申告の手引き」の無償配付（翌年1月頃発送）
- ・ 9月・11月に開催する「中税協セミナー」の受講料無料
- ・ 書籍通年20%OFF（冊子等一部対象外あり）

「サポートメンバー登録申請書」「ゴールドサポートメンバー登録申請書」は、当組合 HP から印刷できます。（組合員専用ページ → 組合案内 → サポートメンバー に掲載）

ご不明な点につきましては、事務局（TEL 082-246-0088）までお問い合わせください。

インバウンドによる外国人観光客が急増している。政府は二〇二〇年のオリンピックをめぐりに四千万人の受け入れを目標としている。経済成長は控えめな目標が多いが、このような大きな目標が立てられることは喜ばしいことである。

広島県の外国人観光客も二百四十万人といわれ、ここ数年で急増している。

中国地方はものづくりで経済を成り立たせていたため、インバウンドに対するサービスの対応、英語表記、提供商品の開発が今後の課題となる。次の産業のコメとなるか。

ここで提案を三つ

- 一、泊まるところが極端に少ないと聞く／宿泊場所の増加を
- 二、外国人観光客が安心して旅行できるように／インフォメーション、英語表記、WiFi対応の増加を
- 三、世界の人に安心できる食事の提供を／ハラル、ベジ、ビーガン対応を

岡本 倫明

「人生一〇〇年時代の国家戦略（小泉小委員会の五〇〇日）」を読む機会を得た。

小泉小委員会のオブザーバー

の藤沢 烈氏の手による記録であるが、政策構築の観点から、興味深く拝読した。

小林史明後援会絡みでの入手であったが、問題意識を持った現状分析から政策を作成し、実現に向けて政党、内閣及び国会での働きかけが、臨場感あふれる内容であった。

翻って、税理士にとっての要求は、如何なるものであろうか。個々の要求を取りまとめ、具体化されていると言える方々がどの程度いらっしやるであろうか。或いは、問題提起をされながら、それを集約される努力が継続していると感じる方が多いのであろうか。

今年、新元号の制定があり、中国税理士会、中国税理士協同組合とも役員改選期となっている。人心一新されることによる効用に、現状の見直しがある。意欲をお持ちの方々の就任であるから、多くの会員に存在感を示してもらいたいものである。

宮本 利光

今年もようやく確定申告が終わり、一息つきたいところではあるが、この編集後記を執筆した後には、引き続き一月決算の法人の申告業務に取り掛からねばならない。どうしても三月は特に事務所滞在時間が長くなりがちである。そんな時には三百

六十五日二十四時間営業をしているコンビニを重宝する。

来客数の少ない深夜の時間帯にも営業を続けることにはビジネス的戦略があるそうだが、最近になってコンビニオーナー側が営業時間の柔軟化を本部に申し入れ、実験的に一部店舗で時短営業を始めることが決まった。深夜の時間帯にアルバイトを確保できなければオーナー本人が出勤しなければならぬ。しかも年中無休である。労働環境が過酷であることは明らかであるが、国の労働紛争処理機関である中央労働委員会にはオーナーが労働者ではなく、独立した事業者で、本部に対する団体交渉権を認めない判断を示す方向で調整に入ったので、今後の交渉は本部に有利に進む可能性が出てきた。

一消費者として二十四時間営業は非常に助かる時があるが、このご時世である。いつか時短営業をしているコンビニが当たり前になる日が来るのかもしれない。

新井 要

「卒業」「合格発表」と人生の節目を迎え、四月からの新生活に心躍らせている子も多くいるのではないだろうか。

そんな中、文部科学省がスマホなど携帯端末の学校への持ち込み解禁を視野に、新指針を策

定することを明らかにした。大阪府教育庁は公立小中学校で、広島県教育委員会も県立高校で持ち込みを容認すると決めた。使用は登下校時の緊急時のみ、校内では操作を禁止することが条件に挙げられている。

これについて、新聞各社が社説で反論（慎重論）を展開している。SNSを介したいじめやトラブル、ゲームへの依存の心配。万一の災害のために、毎日子ども達に携帯端末を持たせる必要があるのだろうか、という疑問等々。

対して既に小中学生に携帯端末を持たせている親の理由は「緊急時に連絡がとれるようにするため」が一位で、小学生では「防犯のため」が二位。子を心配する親の立場からすれば、携帯端末を利用しない手はないと考えるのだろう。

どんなものでも使用方法を間違えれば凶器になる可能性がある。しっかりとルールを決めて、最大限メリットを生かせるよう、家庭内でも学校でも携帯端末の使用方法を教育して行かなければならない。

気の早い話だが、来年姪の高校入學祝に携帯端末をプレゼントしようかと張り切っていた矢先、少し考えさせられる話題であった。

長崎 恵美